

平成31年度 志木市学童保育クラブ



入所のしおり

◇ 目 次 ◇

☆ 学童保育クラブ一覧表	1
☆ マイナンバーの記載方法について	2
☆ 学童保育クラブとは・入所資格	3
☆ 申請書類一覧	4
☆ 入所申込受付期間	5
☆ 入所の決定方法・入所の承諾期間	6
☆ 保育時間及び休日・学童保育クラブでの生活	7
☆ 保育料	8～11
☆ 持ち物・服装・届出・引き渡し訓練等	12～13
☆ 病気・産前産後の取扱い	14
☆ その他の保育制度	15～16
☆ 学童保育の入所選考実施基準表	17～18
☆ 放課後志木っ子タイムのお知らせ	別紙

志 木 市

問い合わせ先： 志木市役所 子ども家庭課
電 話：(048) 473-1111 (代表)

E-mail: kodomo@city.shiki.lg.jp

U R L : <http://www.city.shiki.lg.jp>

- ※ 保育料未納の方については、随時納付の相談を受け付けています。
- ※ しおりの情報は更新されることがありますので、随時市ホームページ等でご確認ください。



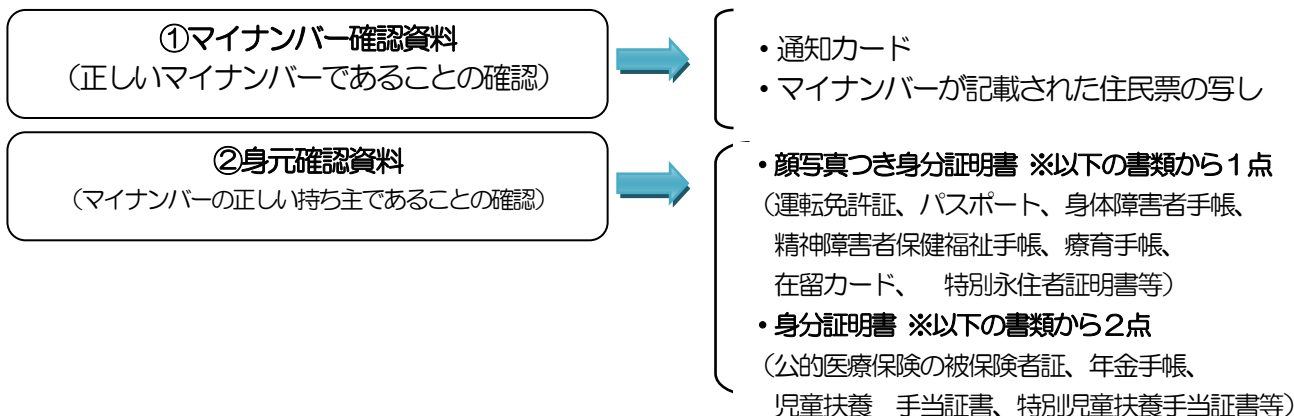
志木市学童保育クラブ一覧表 (平成30年度時点)

名 称	所 在 地	電話・FAX	業務委託先
志木学童保育クラブ	本町1-10-1、本町1-6-44 (志木小学校内教室、近隣地)	(472) 9551 (423) 7877	社会福祉法人 タイケン福祉会 423-5322 (ウェルネス保育園志木内)
志木第二学童 保育クラブ	館1-2-1 (志木第二小学校敷地内、学校内)	(474) 1100 (471) 8110	
志木第三学童 保育クラブ	柏町3-2-1、柏町3-3-32 (志木第三小学校内教室、近隣地)	(471) 0822 (474) 2690	
志木第四学童 保育クラブ	館1-4-1 (志木第四小学校敷地内 ふれあい館「もくせい」内)	(471) 3020	
宗岡学童保育クラブ	中宗岡3-1-1 (宗岡小学校敷地内、学校内)	(473) 4400	社会福祉法人 志木市社会福祉協議会 472-1270
宗岡第二学童 保育クラブ	上宗岡3-13-1 (宗岡第二小学校内教室)	(472) 1226	
宗岡第三学童 保育クラブ	下宗岡1-15-30 (宗岡第三小学校敷地内)	(476) 6669	
宗岡第四学童 保育クラブ	上宗岡1-2-45 (宗岡第四小学校正門前)	(487) 6839	

マイナンバーの記載方法について

申請者である保護者のマイナンバーについて、下記により、マイナンバーの確認を行いますので、必要書類をご持参ください。

1. 保護者がマイナンバーを記載した申請書を提出する場合

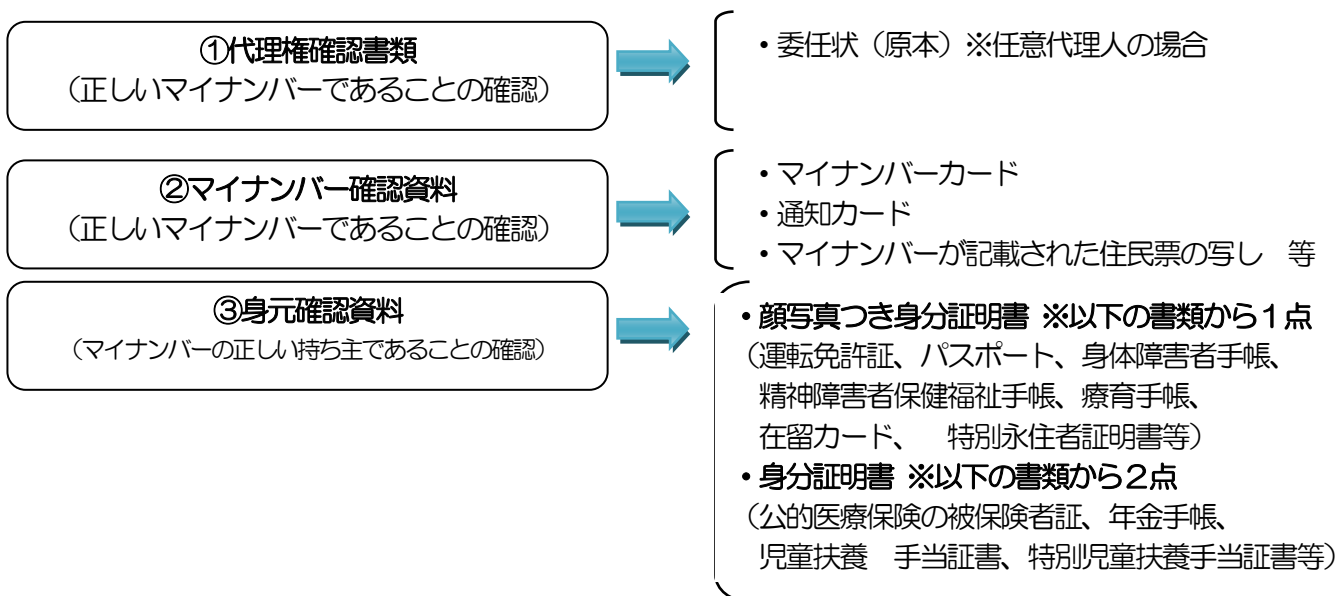


※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元確認が行えます。

例) お父様とお母様、お子様が窓口に来庁されて、申請を行う場合

- ・お父様のマイナンバーカード
 - ・お母様の通知カード
 - ・お母様の運転免許証
- 以上3点が必要となります。

2. 代理人が保護者のマイナンバーを記載した申請書を提出する場合



例) お母様とお子様のみが窓口に来庁されて、申請を行う場合

- ・お父様の委任状
 - ・お父様のマイナンバーカード
 - ・お母様の通知カード
 - ・お母様の運転免許証
- 以上4点が必要となります。

※マイナンバーの記載がない場合でも、申請は受理します。



はじめに

学童保育クラブは、児童の健全な育成を図ることを目的として運営しているものです。家庭と常に連絡を密にし、ともに児童の健やかな成長を見守っていきます。

1 学童保育クラブとは

就労などにより日中保護者が家庭にいない児童に対して、年齢に応じた遊びや生活の場を提供することで、児童の主体性や社会性の向上、さらには基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成に努めていくことを目的としています。

2 入所資格

市立の小学校に就学している小学校1年生から6年生までの児童で、保護者が、次の(1)～(6)のいずれかに該当し、家庭での保育が常時受けられない児童が対象となります。

- (1) 就労 日常の家事以外で仕事をしている。(自宅内就労をされる方は個別にご相談ください。保護者のどちらかが仕事がお休みの日は、お預かりすることができません。)
- (2) 母親の出産 母親が妊娠中であるか、又は出産後間もない。(産前6週・産後8週の期間内で、最長3ヶ月までお預かりします。)
※双子以上の場合は期間が異なります。
- (3) 父母の病気等 父親又は母親が、病気や身体障がい者である。
- (4) 病人の介護・看護 父親又は母親が、病人や身体障がい者等の介護・看護をしている。
- (5) 災害 火災、風水害、地震等の災害に遭い、復旧にあたっている。
- (6) 就学等 就労の準備のため学校に通っている。

(注) 常時とは…労働の場合は勤務の終了時間が午後3時以降で、かつ、週4日以上、1日4時間以上仕事をしていること。(春・夏・冬休みの利用は、週4日以上仕事をしていることのみが要件となります。)

ただし、放課後志木っ子タイム導入校の学童保育クラブへ申し込む場合は、勤務終了時間が午後5時(冬季は午後4時30分)以降(通勤時間含む)で、かつ、週4日以上、1日4時間以上仕事をしていること。(詳しくは別紙をご覧ください。土曜日に就労している場合は別途ご相談ください。)

なお、それ以外の事由についても労働の場合に準じるものであること。

夏休みなどの長期休業期間を見越して、4月からの入所申込みはご遠慮ください。

※ 上記に該当していても、定員に余裕がないときは、入所することができません。

※ 志木市に納入すべき保育料に未納があると、入所できない場合があります。

(兄弟姉妹分を含む)

※ 入所期間は、年度末を限度としております。継続入所はできませんので、次年度の利用を希望する場合は、新年度の申込みをしてください。

3 申請書類一覧

【重要】提出した申請書類の内容に変更が生じたときは、入所中・待機中を問わず、速やかにその変更内容を届け出てください。

※ 書類不備の場合は、審査に必要な書類の提出を求める場合もありますので、あらかじめ、ご了承ください。

すべての人が提出する書類	(1) 学童保育許可申請書	児童ひとりにつき一枚ずつ必要です。		
	(2) 家庭状況調査票	両面を記入してください。 児童ひとりにつき一枚ずつ必要です。		
	(3) 保育を必要とする状況を確認する書類（兄弟分は、コピー対応が可能です。）			
	① 働いている場合	就労証明書（所定様式で証明日が提出日より3ヶ月経っていないもの） ※自営業の場合は、就労証明書の裏面（週間スケジュール表）も記入してください。 シフト勤務の場合は、シフト表も併せて提出してください。	保護者分（60歳以上の保護者で就労していない場合は提出不要）	
	② 就職予定の場合	就労証明書（所定様式）	就労が内定している方	
		勤務誓約書（所定様式）	就職活動中の方	
	③ 病気の場合	医師の診断書（病名のみではなく、保育が出来ない旨の記載が必要です。）	病気療養中の方	
	④ 病人の看護をする場合	被看護者の診断書（介護・看護スケジュール表等）	病人の看護をする方	
	⑤ 心身障がい者の場合	障害者手帳	心身障がい者の方	
	⑥ 心身障がい者の介護をする場合	介護を受ける人の介護受給者証の写しと介護スケジュール表等	障がい者の介護をする方	
⑦ 出産予定の場合	母子手帳の写し（出産予定日を記した頁）	出産予定の方		
⑧ 就学の場合	在学証明書・合格証明書・授業のカリキュラムの写し	就学している方		
⑨ 上記以外	保育が出来ない状況であることがわかる書類			
該当者のみ提出が必要な書類	平成30年1月1日時点で志木市に住民登録がない方。または、現在登録がない方	市県民税課税証明書または非課税証明書 4～8月 入所希望 ・平成30年度（平成29年分） ・平成31年度（平成30年分） 9～2月 入所希望 ・平成31年度（平成30年分）	保護者分	
	詳細は、P9 ◎税書類の提出についてをご覧ください。			
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停を証明するもの（提出できない場合は、別居中配偶者の就労証明書等が必要になります。）	離婚予定の方	
生活保護受給者	生活保護受給者証又は生活保護受給証明書		生活保護を受給している方	

4 入所申込受付期間

注：期間限定入所（春休み、夏休み、冬休み）での申込みと通常入所での申込みは別となります。
両方を申込みすることはできません。締切前であれば、通常入所の申請から期間限定入所の申請へ
変更ができます。

入所希望月		申込受付期間日程表
平成 31年 3月	通常入所	※入所の選考は、行いません。
	春休み 注意1	平成31年1月4日（金）～平成31年1月31日（木）
4月	一次受付	平成30年11月12日（月）～平成30年11月19日（月） 11月17日（土）・18日（日）は午前9時～午後4時 のみ市役所2階 研修室にて受付します。 （正午から午後1時は除く。）
	二次受付	平成30年11月20日（火）～平成31年1月31日（木）
	春休み 注意1	平成31年1月4日（金）～平成31年1月31日（木）
5月		平成31年3月1日（金）～平成31年3月29日（金）
6月		平成31年4月1日（月）～平成31年4月30日（火）
7月	通常入所	平成31年5月7日（火）～平成31年5月31日（金）
	夏休み	
8月	通常入所	平成31年6月3日（月）～平成31年6月28日（金）
	夏休み	
9月		平成31年7月1日（月）～平成31年7月31日（水）
10月		平成31年8月1日（木）～平成31年8月30日（金）
11月		平成31年9月2日（月）～平成31年9月30日（月）
12月	通常入所	平成31年10月1日（火）～平成31年10月31日（木）
	冬休み	
平成 32年 1月	通常入所	平成31年11月1日（金）～平成31年11月29日（金）
	冬休み	
2月		平成31年12月2日（月）～平成31年12月27日（金）
3月	通常入所	※入所の選考は、行いません。
	春休み	春休み限定で申込みされる場合は平成32年度のしおりを ご覧ください。

注意1：春休み期間のみ学童保育を申込みする場合で、3月と4月の両方の保育を希望する場合は、学年ごとの申請書が必要となります。

※平成31年5月からは新元号となるため、それ以降は読みかえていただくようお願いします。

5 入所の決定方法・入所の承諾期間

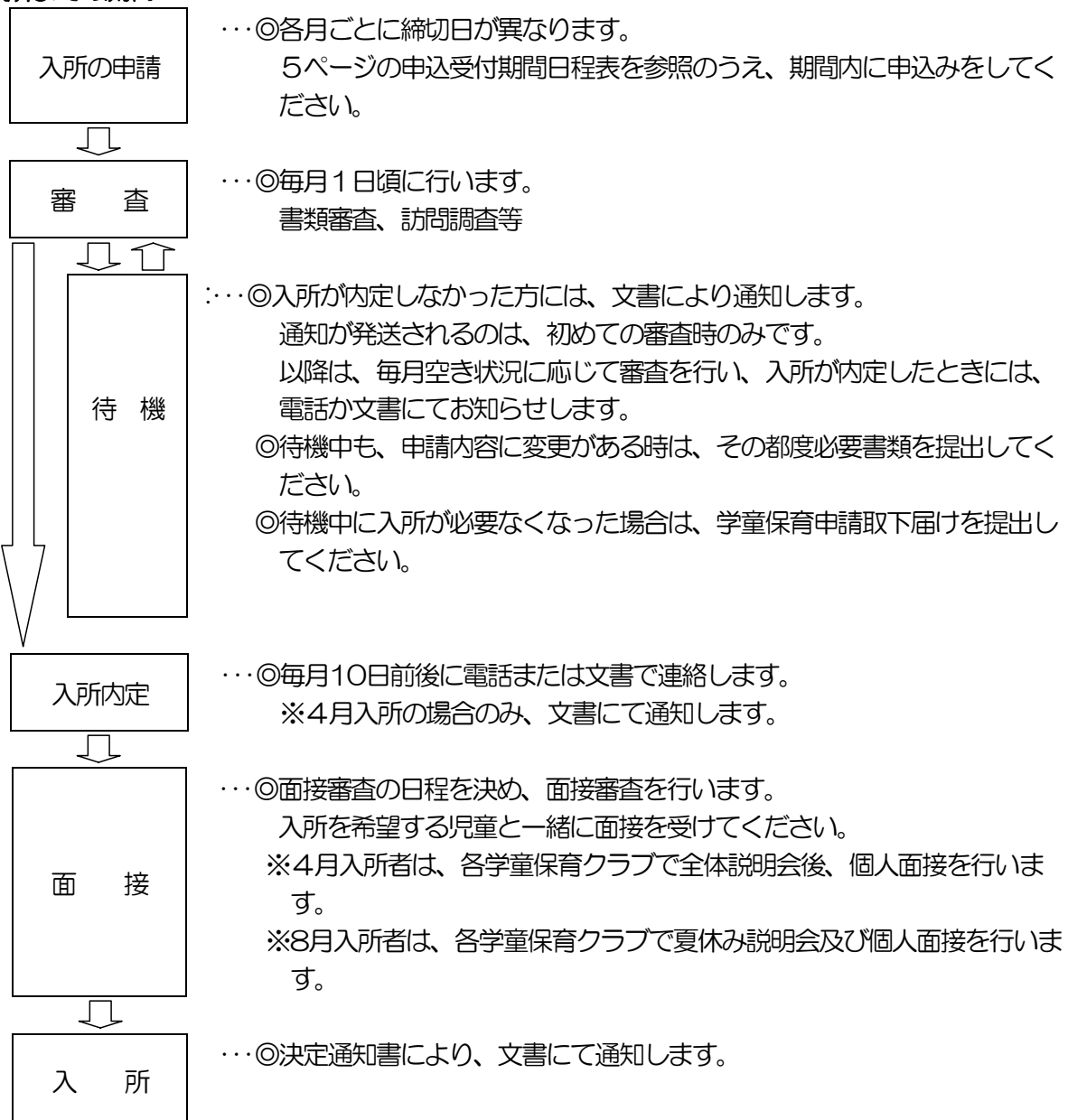
入所条件に適しているかどうかを、書類、訪問調査等で審査し、保育を必要とする程度の高い児童から入所を内定します。**(申込み順ではありません。)**

ただし、入所を内定・決定(入所中)した場合でも、面接審査等により、申請内容と事実が違うことが判明した場合には、子ども家庭課から職場等に問い合わせをすることがあります。また、悪質だと判断した場合には、学童保育の利用を解除(退所)することがあります。

入所期間は、年度末までの範囲内で、保育が必要と見込まれる期間(就労予定期間、就学期間、治療見込期間等)です。

就労未定や就労実績がない場合に、短期間限定で入所が認められたときは、就労後の勤務実績や就職の事実を証明する就労証明書を、市の指定する期日までに提出していただくことで入所期間の延長を行います。

入所までの流れ



6 保育時間及び休日

(1) 基本保育時間

基本保育時間は、提出いただいた就労証明書記載の就労時間（通勤時間含む）で保育を必要とする時間帯となります。また、土曜日保育については就労証明書に土曜日就労の記載がある方のみ対象となります。

平日	放課後から午後6時まで
土曜・学校休校日	午前8時から午後6時まで

(2) 延長保育時間

延長保育は、お迎えが基本保育時間を超える場合に、延長保育を利用する理由を明記の上、延長保育申請書を提出することで申込みができます。

申込方法：利用開始日まで、延長保育申請書を記入の上、学童保育クラブに提出してください。

延長保育の必要がなくなった場合は、延長保育取下書を記入の上、直接学童保育クラブに提出してください。特に、延長保育取下書は利用を停止する前月までに提出してください。

延長保育利用期間中に、延長保育を利用していなかった月があったとしても、取下書の提出がない限りは、延長保育料が発生します。

なお、必要書類は、学童保育クラブにて配布しています。

平日・土曜・学校休校日	午後6時から午後7時まで
-------------	--------------

(3) 帰宅方法について

午後5時までは児童のみで帰宅することができます。午後5時以降の保育を希望される場合は必ず学童保育の終了時刻までに、保護者または、代理人（成人の方）が迎えに来てください。

※放課後志木っ子タイム導入校の学童保育は午後5時以降、保護者のお迎えとなります。

※（時間厳守）**終了時刻以降の保育は一切できません。**

(4) 緊急時のお迎えについて

台風や積雪、地震などの災害時や不審者出没などの緊急事態の場合、児童の安全な帰宅方法について、保護者の勤務先へ緊急連絡し、迎えをお願いすることがありますので、ご協力ください。（必ず連絡がとれるようにしてください。）

(5) 学童保育の休日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ その他市長が必要と認めた場合

※台風や災害、感染症等により臨時休校となった場合は、その学校の学童保育クラブも休所となります。

7 学童保育クラブでの生活（目安）

◎平日

学童登室後		午後3時	5時～	7時
学校	自己勉強 又は自由遊び	おやつ、 自由遊び、集団遊び 集団帰りまたはお迎え	保護者によるお迎え	



◎土曜日・学校休校日

～午前9時	10時	正午	午後1時	3時	5時～	7時
登室	学習 時間	自由遊び	昼食	おやつ、 自由遊び、集団遊び 集団帰りまたはお迎え	保護者によるお迎え	

※ 児童の登室時間、天候、体調などに配慮した上で、1日の生活を計画しています。
また、習い事等で、学童保育クラブを退室した後は、再度入室することはできません。

8 保育料（おやつ代を含む月額）

保育料は、毎月1日時点で在籍している児童の保護者に対して、出席の有無にかかわらず口座振替または、納付書で納めていただきます。（延長保育料につきましては、別途納めていただきます。）

4月から8月までは、前年度の市民税額により算定を行い、9月から翌年3月までは、本年度の市民税額での算定になります。

(1) 学童保育クラブ保育料（月額）※日割り計算はできません。

階層区分		保育料（月額）
A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税世帯	0円
C1	市民税所得割額 95,000円未満	7,000円【4,000円】
C2	市民税所得割額 186,000円未満	8,000円【5,000円】
C3	市民税所得割額 186,000円以上	9,000円【6,000円】

※放課後志木っ子タイム導入校は、【 】内の金額となります。

(2) 延長保育料（月額）※日割り計算はできません。

世帯の区分	延長保育料（月額）
生活保護世帯	0円
当該年度（規則に定める期間にあっては、前年度）分の市民税が非課税世帯	0円
その他の世帯	1,000円

◎ 税書類の提出について

【平成30年1月2日以降に志木市に転入した場合】

平成30年度（平成29年分）市県民税課税証明書または、非課税証明書	平成30年1月1日に住民登録のあった市区町村で取得。
-----------------------------------	----------------------------

※平成30年1月2日以降に志木市に転入した場合であっても、平成30年度市県民税課税証明書を子ども家庭課に提出している場合（平成30年度の学童利用時に提出している等）は、改めて提出する必要はありませんが、提出している旨申し出てください。

【平成31年1月2日以降に志木市に転入した場合】

<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（平成29年分）市県民税課税証明書または、非課税証明書 平成31年度（平成30年分）市県民税課税証明書または、非課税証明書 <p>※平成31年6月から発行可能です。</p>	<p>平成30年1月1日に住民登録のある市区町村で取得。</p> <p>平成31年1月1日に住民登録のある市区町村で取得。なお、提出期限が以下ようになりますので、ご注意ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成31年4月から7月分の申込み</td> <td>平成31年6月末まで</td> </tr> <tr> <td>平成31年8月以降の申込み</td> <td>申込み書類提出時</td> </tr> </table>	平成31年4月から7月分の申込み	平成31年6月末まで	平成31年8月以降の申込み	申込み書類提出時
平成31年4月から7月分の申込み	平成31年6月末まで				
平成31年8月以降の申込み	申込み書類提出時				

※申告していない方は、申告してからの取得になります。

◎ 口座振替の手続きについて

保育料の支払いは口座振替となります。

保育料の納付書と同封する「市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入の上、金融機関へ直接提出してください。

なお、口座振替依頼書は、児童1人につき、1枚必要です。

※保育園で利用していた口座は、学童保育クラブでは、引き続き利用することはできません。

新たに口座振替の手続きが必要となります。

※学童保育料と延長保育料の両方を口座引き落としする場合は同じ口座をご利用ください。

※子ども家庭課・志木駅前出張所・柳瀬川駅前出張所でも預かりは可能ですが、届出印等の確認に日数がかかりますので依頼書に指定された期日以降での口座引き落としとなる場合があります。

☆手続きに必要なもの・・・印鑑（通帳に使用している印鑑）、預（貯）金通帳

◎ 口座振替できる金融機関

- 埼玉りそな銀行
- 武蔵野銀行
- 埼玉縣信用金庫
- 三井住友銀行
- 巣鴨信用金庫

- りそな銀行
- 東京信用金庫
- あさか野農業協同組合
- 中央労働金庫

※金融機関名は平成30年4月現在

- 三菱UFJ銀行
- 川口信用金庫
- みずほ銀行
- ゆうちょ銀行



◎ 保育料納期限一覧表（口座振替日）

月	振替日	月	振替日	月	振替日
4月	平成31年4月30日（火）	8月	平成31年9月2日（月）	12月	平成32年1月6日（月）
5月	平成31年5月31日（金）	9月	平成31年9月30日（月）	1月	平成32年1月31日（金）
6月	平成31年7月1日（月）	10月	平成31年10月31日（木）	2月	平成32年3月2日（月）
7月	平成31年7月31日（水）	11月	平成31年12月2日（月）	3月	平成32年3月31日（火）

（振替日は、毎月月末です。末日が土、日、祝日、金融機関の休日に当たる時、翌営業日となります。）

※延長保育料は1ヶ月後の振替となります。例：4月分→5月末振替

※残高不足により振替日に口座振替できなかった場合は、後日、子ども家庭課より納入通知書が発送されますので、金融機関等の窓口で支払いをしてください。

◎ 寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

未婚のひとり親世帯の保育料算定に、寡婦（寡夫）控除の「みなし適用」を行います。

従来の寡婦（寡夫）控除は婚姻していたことが条件となるため、ひとり親世帯の中でも、婚姻していなかった場合に控除が受けられない世帯がいたことから、寡婦（寡夫）控除をみなし適用し、保育料を算定します。また、適用には別途申請が必要となりますので、詳しくは子ども家庭課までお問い合わせください。なお、寡婦（寡夫）控除をみなし適用したとしても、保育料が変更とならない場合もあります。

◎ 保育料の変更について

次の(1)～(5)までのいずれかに該当するときは、保育料が変更となる場合がありますので、子ども家庭課に相談してください。

- (1) 離婚等により、世帯に変更があったとき。
- (2) 倒産や失業等により、収入が激変したとき。
（前年の収入より40%以上減った場合等）。
- (3) 生活保護が開始、又は廃止になったとき。
- (4) 災害にあったとき。
- (5) 前年度の市区町村民税が、非課税になったとき。

※ 保育料が変更となる場合は、原則、年度内を限度として事実発生の翌月からとなります。



保育料は、毎月納期限までに納付してください。

☆ 保育料の支払いが困難になったときの納付などのご相談は、随時子ども家庭課で受付けています。

◎保育料の滞納について

(納付意思が認められないと判断した時)

裁判所への支払督促等の手続きを進めさせていただきます。

※ 支払督促の概要

支払督促とは、申立人の申立てだけに基ついて簡易裁判所の裁判所書記官が行う略式の手続きです。

(保育料だけではなく、滞納処分費も請求有)

ただし、相手方が異議を申し立てると訴訟手続きに移行します。

(民事訴訟法第383条第1項)



9 持ち物について



- (1) 連絡ノート・・・毎日持参させてください。
(学童保育クラブで用意します。)

- (2) お弁当、水筒・・・学校給食がない日は、持参させてください。



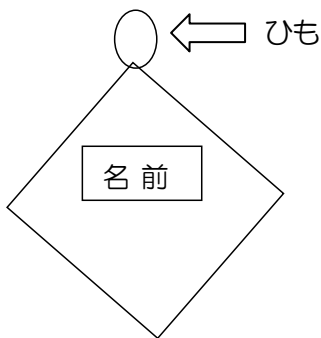
- (3) 学習道具・・・一日保育日は、持参させてください。



- (4) 手ふき用

ハンドタオル・・・毎日、1枚持参させてください。

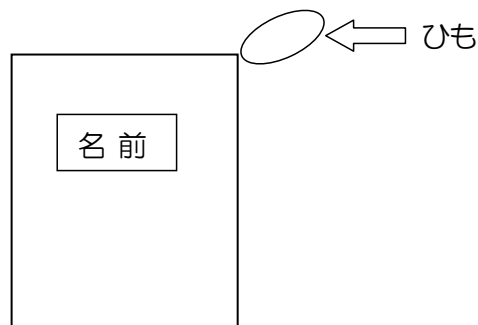
学童での生活中、タオル掛けに掛けて使用します。
左の図のように、ひもと、名前を付けてください。



☆以下のものは学童保育クラブに常時備付けします。

- ①着替え用の衣類・・・季節に応じた服の上下・下着・靴下などを一式、布袋に入れて持参させてください。

着替えを使用した時や季節が変わった時は、入れ替えが必要です。
布袋は下の図のように、ひもと、名前を付けてください。



- ②置き傘



※ すべての持ち物に、はっきりと名前をつけてください。

10 服装について

- (1) 衣服は、ひとりで脱いだり、着たりすることができるものにしてください。
- (2) 充分運動ができるようなものにしてください。(季節に応じて着替えが必要です)



11 行き帰りなどについて

- (1) 担任の先生に、学童保育クラブに入所していることを知らせておいてください。
- (2) 授業が終了したら、直接学校から学童保育クラブに行くようにしてください。
- (3) 自転車での行き帰りは禁止します。
- (4) 往復の途中での交通事故、その他の事故が発生しないように必ず家庭で話し合い、学校が指定する通学路を通るように指導してください。
(通学経路を変更する場合は、書面による登所・降所経路変更の申出が必要です。申出書は各学童保育クラブに用意してあります。)
- (5) 家庭からの菓子、玩具、お金、その他、学童保育クラブから指示がない物の持込みは禁止します。

12 入退室システムについて

児童が学童保育クラブへ入退室した時刻を、保護者の携帯電話などにメール配信でお知らせしております。なお、メール配信は、配信登録を済ませた方への配信(最大3名まで)となります。
※配信登録については、入所決定後の手続きとなります。

13 連絡及び届出について

- (1) 欠席又は早退するときは、必ず保護者の方が学童保育クラブの直通電話に直接連絡してください。
- (2) 連絡帳、クラブだより等の印刷物は必ず目を通してください。
- (3) 住所、勤務先、連絡先、世帯状況、就労内容(転職等含む)など、申請内容に変更が生じた場合は、必ず、子ども家庭課に必要書類(変更届、就労証明書など)を提出してください。
- (4) 学童保育クラブを退所する場合、退所する月の月末までに退所届を提出してください。(学童保育クラブにも連絡してください。)
- (5) 勤務形態がシフト制の方は、シフト表の提出を学童保育クラブからお願いする場合があります。

14 各学校での引き渡し訓練について

災害発生時の児童引き渡しは、保護者又は代理人が学校に迎えに行くことになっております。各学校での引き渡し訓練についても同様の扱いとなりますので、保護者又は代理人が迎えに行ってください。なお、学童保育クラブ指導員は、代理人として認められません。
お子様の安全な下校のため、ご理解ご協力をお願いします。

15 病気について

- (1) お子様に基礎疾患のあるときは、申請時および面接のときにお知らせください。
 - (2) 薬は、原則としてお預かりできません。
 - (3) お子さんが発熱、けがをしたときは、保護者に連絡しますので、必ず連絡がとれるようにしてください。
 - (4) 病気の場合は、学童保育クラブへ連絡のうえ、休ませてください。
 - (5) インフルエンザ等で学級閉鎖・学年閉鎖になったときは、感染の拡大を防ぐため、お預かりできません。また、学校閉鎖のときは、学童保育クラブも閉所となります。
- ◎ 次のような病気にかかった場合は、病気の蔓延を防ぐため、それぞれの小学校においても、医師の証明があるまで出席停止として取り扱われていますので、学童保育クラブにおきましても、同様となります。
病気が治癒し、学童に再登室する際には、学校に提出した治癒証明書のコピーを学童保育クラブにも提出してください。（★夏休みなどの長期学校休校日に発症・治癒がある場合は、学童保育クラブに治癒証明書を提出してください。）

出席停止となる病気の例

1. インフルエンザ	9. ウイルス性肝炎
2. 百日咳	10. 流行性角結膜炎
3. 麻疹（はしか）	11. 咽頭結膜熱（プール熱）
4. 風疹（三日はしか）	12. 溶連菌感染症
5. 水痘（みずぼうそう）	13. 手足口病
6. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	14. 髄膜炎菌性髄膜炎
7. 流行性嘔吐下痢症	15. マイコプラズマ感染症
8. 急性灰白髄炎	16. その他の感染症

治癒証明書の提出

インフルエンザ	学校指定の様式「登校届(保護者記入)」のコピー
インフルエンザ以外のもの	治癒証明書のコピー

16 産前・産後の取扱いについて ※就労から出産へ要件が変更となる場合

産前6週・産後8週の属する月までは、入所が可能です。
産後8週後、育児休業を取得せず、会社に復職する場合は、就労証明書を提出してください。
なお、育児休業を取得する場合や、出産に伴い会社を退職するときは、退所扱いとなりますので、退所届を提出してください。

17 その他の保育制度

■ 期間限定入所

- (1) 夏休み・春休み・冬休み期間のみ学童保育クラブに入所することができます。
 - (2) 学区の学童保育クラブが定員を超えて入所ができない場合、希望があれば、他の空きがある学童保育クラブに入所することが可能ですが、この場合は、必ず、保護者の送迎が必要となります。また、夏休み中のプール等の利用もできませんので、ご理解のうえ、利用してください。
 - (3) 保育料は月額となります。（日割りはできません。）
 - (4) 申込日程は、5ページの申込受付期間日程表にて確認してください。
- ※ 夏休み・春休み・冬休み期間につきましては、保護者が夜勤明けで在宅している場合においても必要に応じて利用することができます。

■ 学童緊急一時保育事業

通常の学童保育事業とは別に、保護者の病気、通院、出産、災害、事故、看護、介護等、社会的にやむを得ない理由により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、緊急一時保育を実施していますので、子ども家庭課へご相談ください。

緊急一時保育は登録制ではありません。必要な都度、必要な日数のみご利用いただきますので、複数回、申請書を提出していただくことがあります。

ただし、緊急一時保育事業についても、各学童保育クラブの入所状況により、受入れができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保育料の支払いについては1回500円、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の場合は無料です。

利用後、利用日数に応じた料金を、後日郵送される納入通知書により、金融機関の窓口等で納付していただきます。

■ 病後児保育事業

病気の回復期で集団保育が困難であり、保護者の仕事などの事情で家庭における保育が困難なときに、一時的に保育します。

対象は、市内の認可保育園に在園または学童保育クラブに通所している小学3年生までの児童です。

<問合せ> ステラ志木宗岡保育園 TEL485-1517

■ 緊急サポート事業

緊急サポート事業とは、「子どもが急に熱を出したが、仕事は休めない。」そのような時、援助をしてほしい人（利用会員）と援助することができる人（サポート会員）による地域の助け合いをコーディネートすることで、子育て家庭を支援する事業です。

サポートのコーディネーターは緊急サポートセンター埼玉が行います。

なお、利用には事前に登録が必要です。

<問合せ> 緊急サポートセンター埼玉 TEL048-297-2903

■ ファミリー・サポート・センター

保護者が残業で学童保育クラブのお迎えに間に合わない場合や、就職試験のときなど、一時的（時間単位）に保育をしてほしい場合に利用できます。

子育ての援助をしてほしい人（お願い会員）と、手助けをしたい人（まかせて会員）が会員になり、センターが条件や要望にあった会員同士を組み合わせで紹介し、子育て家庭を支援するシステムです。（利用にあたり、事前に会員登録が必要です。）

<問合せ> ファミリー・サポート・センター Tel473-1125



メモ欄：入所申請時や入所説明会などで聞いたことをメモすると便利です。

学童保育の入所選考実施基準表【平成30年度～】

番号	保育に当たる保護者の状況(類型)		保育に当たる保護者の状況(細目)		指数(父)	指数(母)	実施期間		
1	労働	居宅外労働・居宅内自営中心者	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	30	30	当該年度末		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	28	28			
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	26	26			
			月16日以上19日以下	1日8時間以上の就労を常態	28	28			
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	26	26			
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	24	24			
			月12日以上15日以下	1日8時間以上の就労を常態	26	26			
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	24	24			
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	22	22			
		上記の細目に該当しない居宅外労働・居宅内自営中心者		18	18				
		居宅内自営協力者	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	29	29			
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	27	27			
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	25	25			
			月16日以上19日以下	1日8時間以上の就労を常態	27	27			
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	25	25			
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	23	23			
			月12日以上15日以下	1日8時間以上の就労を常態	25	25			
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	23	23			
1日4時間以上6時間未満の就労を常態	21			21					
上記の細目に該当しない居宅内自営協力者		17	17						
2	採用内定	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態とする内定	28	28	当該年度末			
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	26	26				
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	24	24				
		月16日以上19日以下	1日8時間以上の就労を常態とする内定	26	26				
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	24	24				
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	22	22				
		月12日以上15日以下	1日8時間以上の就労を常態とする内定	24	24				
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	22	22				
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	20	20				
		上記の細目に該当しない採用内定		16	16				
		3	内職	1日に4時間以上かつ月に16日以上就労することを客観的に書面等で証明できる場合			13	13	
		4	求職者	勤務誓約書提出者			10	10	1月
5	出産	産前6週、産後8週を含む月		—	21	予定月を含む3月以内			
6	心身障がい	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(A)、A		30	30	当該年度末			
		身体障害者手帳3級、療育手帳B		26	26				
		上記以外の障がいであるが保育が必要と認められるもの		24	24				
7	疾病	入院	1月以上にわたると見込まれるもの	30	30	必要とする期間(最長当該年度末)			
			1月未満と見込まれるもの	28	28				
		居宅	常時臥床している場合	30	30				
			精神機能系疾患、感染性の疾患又は特定疾患の場合	28	28				
			上記以外の疾病で保育が必要と認められるもの	20	20				
			上記以外の疾病で保育が必要と認められるもの	20	20				
8	介護又は看護	臥床者・重度心身障がい者の常時介護、週5日以上の病院通院・施設通所・入院の常時付添い		30	30				
		週4日の病院通院・施設通所・入院の常時付添い		27	27				
		週3日以下の病院通院・施設通所・入院の常時付添い		24	24				
		上記以外の看護又は介護で保育が必要と認められるもの		20	20				
9	両親不存在	両親がともにいない場合(行方不明、収容、施設入所等を含む。)		30	30				
10	災害	火災等の家屋の損害その他災害復旧のため保育することができないと認められる場合		30	30				
11	就学等	就学、技能取得等のため保育することができない場合		1の労働の「居宅外労働・居宅内自営中心者」に準ずる。					
12	社会的養護	児童相談所長から児童福祉法に規定する通知があった場合又は公的機関から同様の通知等があった場合		30	30				
13	その他	1から11までに掲げるもののほか、明らかに保育することができないと認められる場合		その事情を前案して決定する。					

1 時間は、始業から終業までの時間(休息、休憩時間を含む)とする。

2 指数の算定は、保護者が2人の時は合算するものとし、保護者が1人の時は、その指数に30を加える。

調整指数

次の各号に該当する場合には、学童保育の入所選考実施基準表により算出した指数に、それぞれ当該各号に定める指数を加算し、又は減算する。

(1) 保護者個人に係る調整指数

番号	条件	父	母
1	保護者が身体障害者手帳（1級又は2級に限る。）、精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級に限る。）の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がいがあると認められる場合	5	5
2	保護者が身体障害者手帳（3級に限る。）、精神障害者保健福祉手帳（3級に限る。）の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がいがあると認められる場合	4	4
3	保護者が身体障害者手帳（4級又は6級までに限る。）、精神障害者保健福祉手帳（4級又は6級までに限る。）の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がいがあると認められる場合	3	3
4	保護者のいずれかが、単身赴任中である場合	1	1

(2) 保護者世帯に係る調整指数

番号	条件	指数		
1	ひとり親世帯又は両親不存在世帯の場合（離婚調停中を含み、別居のみを指す。）	8		
2	1以外のひとり親世帯（行方不明、拘禁又は退院の見込みがない入所者を含む。）	4		
3	保育園保育料及び学童保育料に未納のある世帯（納付の督促に対して未納月数）	未納月数		
4	生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護世帯及びた中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第100号）の適用を受ける世帯	2		
5	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を持っている	1		
6	要介護3以上（在宅介護に限る。）の同居の家族（当該保護者を除く。）	1		
7	高校就学年度にある学生以外の同居の兄弟姉妹が無職である場合	1名ごと		
8	春休み、夏休み、冬休み期間中のみの入所を希望している場合	6		
9	児童の学年 （4月入所審査のみ新年）	1年生	通常学級	6
		2年生	通常学級	4
			支援学級または各種手帳の付いた児童	8
		3年生	通常学級	2
支援学級または各種手帳の付いた児童	8			
10	4年生以上の児童が支援学級を利用し、かつ各種手帳の提出がある場合	6		

同一指数世帯の優先順位表

番号	条件	該当
1	両親不存在・ひとり親世帯	
2	生活保護世帯	
3	入所を希望する児童に障がいがある場合	
4	学年が低い児童（1～3年生）	
5	保育園保育料及び学童保育料の滞納がない世帯	
6	兄弟が保育園に通園している児童	
7	平日午後3時以降の勤務時間と通勤時間の合計時間数。（放課後保育の時間を含む。）	
8	月曜日から土曜日の勤務時間と通勤時間の合計時間数。（学校長期休業日を含む。）	
9	証明書等提出書類がすべて提出されている世帯	
10	経済的状況（階層、市民税所得割額）が低位の世帯	

※夜間就労者については、勤務終了後10時間を休息時間とし、不在扱いとする。ただし、夜間就労者とは、深夜勤務時間（22時から翌5時まで）のうち半分以上の勤務を行うものを指す。